

学生各位
保護者各位
関係各位

いわゆる『新型コロナウイルス』に関する対応について
【20200506 改定三版】

「緊急事態宣言」「特定警戒都道府県」発令延長を踏まえた、
5月「課題対応(講義・演習等の代替)」「特別編成(継続)」に関して

学校法人 北陸学園
北陸食育フードカレッジ
北陸福祉保育専門学院
(公 印 省 略)

件名について、令和2年5月6日11時時点で新潟県内・長岡市内での感染は関係各位のご努力により拡大が防止されております。

しかしながら、去る5月4日全ての都道府県への『緊急事態宣言』、13の都道府県には『特定警戒都道府県指定』の指定延長が発令されることとなりました。

この発令を受け新潟県は、「感染防止対策の徹底を前提」として5月7日から使用停止等の協力要請を行う施設から専修学校を「基本的に休止を要請しない施設」に規定しました。

この状況を踏まえ、引き続き、「人命第一」を原則とし「今後の各種実習開始等を考慮し」下記立案致しましたので、学生各位・保護者各位は重ねてご理解とご協力をお願いします。

記

【学校法人北陸学園 両専修学校における令和2年度5月の対応について】

- 1：5月11日(月)より下記対応にて当面「特別編成」を継続する。
- 2：令和2年度5月においては、以下の方法で在宅学習、講義・演習開講を並行導入する。
 - (1)「講義・演習等代替として『課題対応』」(『講師居住等が『県外』の科目)
 - (2)「2限時より開講」による『特別編成』((1)以外の講師科目等)
 - (3)(2)にあつては、原則「学生一人当たり4㎡超の空間を各室確保」の上開講。
- 3：『課題対応』は、5月開講予定の講義・演習等のシラバスにそつて、各学生在宅等も含めた学習併用とする。
- 4：『特別編成』は、1－(2)において同(3)の環境前提で開講する。
- 5：別表「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)」に対する本学園専修学校の対応により感染防止対策の徹底に努める。
- 6：5については、毎週木曜日に改善点等検証し、次週以降の対策再徹底に反映する。
- 7：6月以降については、5月20日(水)に関係各位に連絡を予定とする。

※上記に関する「開講前提変更条件」については、次頁記載『5月編成の「開講前提変更条件」』を参照ください。

● 5月編成の「開講前提変更条件」

- ①状況の変化により、国から『特定警戒都道府県指定』を新潟県が受けた場合。
- ②状況の変化により、新潟県（長岡市）から「使用停止等の協力要請」を受けた場合。
- ③本学園関係者等に感染・濃厚接触の疑義が生じ、開講状態の変更等を要すると判断した場合。

※上記①～③いずれかに変更があった場合、急速対応変更を公表する場合があります。予めご了承ください。変更確認に備え、週複数回の学園公式ホームページの確認をお願いします。

学校法人北陸学園

両専修学校・令和2年度5月編成についての説明（改定三版）

1：本決定の社会的背景

- (1) 令和2年4月7日、新型コロナウイルス対策として「緊急事態宣言」が発令された。
- (2) その後、同月16日に全ての都道府県に「緊急事態宣言」が発令、13の都道府県には『特定警戒都道府県指定』が発令された（13都道府県＝東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県・京都府）。期間は5月6日まで。
- (3) 同年5月4日、全ての都道府県への『緊急事態宣言』、13の都道府県に『特定警戒都道府県指定』の「指定延長」が発令された。期間は5月31日まで。
- (4) (3)において、政府は新潟県を含む「緊急事態宣言指定34県」については、「感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を図っていくこと」に向け、一定の感染防止策を前提に、社会・経済活動の再開の段階的移行の第一段階の期間と定義づけた。
- (5) (4)を受け同年5月5日、新潟県は「感染防止対策の徹底を前提」として5月7日から使用停止等の協力要請を行う施設として専修学校を「基本的に休止の延長を要請しない施設」に規定変更した。（本学園両専修学校は、新潟県からの専修学校等の施設使用停止要請を受け本年4月24日～5月10日までの「専修学校教育施設の臨時休館」を去る4月23日決定・学園公式ホームページ等で公表済）
- (6) 全国各都道府県では「都道府県をまたいだ人が往来する状況を絶対にさけるように」「引き続き不要不急の往来の『強い自粛要請』」を行っている。

2：5月編成に関する決定背景

- (1) 現時点において、「不要不急の移動」は可能な限り自粛することが望ましい。
- (2) 4月編成で導入した自宅学習による『課題対応』は一定の成果は見られた。
- (3) (2)を円滑に進めていく上で、双方向での「オンライン講義」等の検討が進んでいるが、一部導入予定システムについては、世界各地でセキュリティに関して脆弱性が指摘されるなどの課題があり、現時点で引き続き精査中である。 [【次頁→】](#)

【→前頁つづき】

- (4) 学生のオンライン環境の確認についても、引き続き精査が必要ではあるが、対応するシステムの円滑導入への一定の目処が確認されている。(令和2年5月6日時点)
- (5) 『課題対応』については、現下における対応としては一番望ましいが、更なる長期化による学習意欲低減、極度の生活制限による学生の心理的負担が引き続き懸念される。
- (6) 5月以降の学園運営については、6月以降に「学外実習」を予定している学科・学年もあり、現在実習受け入れ先と「安全・感染対策を最優先」に実施協議が始まっている。
- (7) 以上のことから、「必要最低限の再開」をする上で、『緊急事態宣言』の内容も加味し『6月以降の本格的再開にむけて、可能な限り部分再開をしつつ、感染対策を講ずる』ことが、対策の長期化を念頭にした上で現時点では必要と判断した。
- (8) (7)の対応策として『人の移動』、『3つの『密』』に対応しながら、学習効果向上に加え、何より学生の心理的負担のサポート、国家試験・資格・免許取得対策を大前提としての『特別編成が必要かつ効果的』と判断した。
- (9) 『5月(以降)の特別編成』は、
- ①: 「登下校時間の変更(0・1限は「課題対応」)」・公共交通機関の混雑緩和
 - ②: 「時短」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・必要最低限の時間確保に寄与
 - ③: 「開講科目制限(「緊急事態宣言」を考慮)」・・・・移動の回避によるリスク軽減
 - ④: 「学生一人当たり4㎡超の空間を各室確保」・・・・「3つの『密』防止対策」
- (10) その上で、『特定警戒都道府県指定』並びに『新潟県以外』に居住・本務先のある講師各位の担当科目については『課題対応』とすることで、宣言が解除された後一定の期間(2週間超)を経て6月より開講予定とするのが、最適と判断した。
- (11) 「新潟県内」に居住・本務先のある講師各位の担当科目については(9)－①～④の対策を講じた上で5月編成(11日(月)開始)より原則再開することが最適と判断した。
- (12) (9)－①～④の対策に加え、『施設に応じた感染防止を予防するための工夫(例)(内閣官房・新型コロナウイルス感染症対策推進室作成)』に対する本学園専修学校の対応』を別表の通り策定し、感染防止対策の徹底に努めることが重要と判断した。
- (13) (12)については、毎週木曜日に法人本部対策室において改善点等検証し、専門家等の指導を受けながら、次週以降の対策再徹底に反映することとした。

3：6月以降について

- (1) 早期の正常化が期待されるが、全ては総合的な判断が必要と思われる。
- (2) (1)を踏まえ、5月20日(水)に関係各位に連絡を予定する。
- (3) 更なる長期化や事態の急変も想定されることから、関係各位の慎重な行動を引き続き願います。
- (4) 特に「不要不急の他の都道府県への移動」は学園に関係するもの各位に慎重な対応と強い自粛を願います。

以上

学校法人北陸学園
法人本部対策室／教務本部・教務部

「施設に応じた感染防止を予防するための工夫（例）」
 （内閣官房・新型コロナウイルス感染症対策推進室作成）
 に対する本学園専修学校の対応

「施設に応じた感染防止を予防するための工夫（例）」 （内閣官房・新型コロナウイルス感染症対策推進室作成）		本学園専修学校の対応
	学校	
密接	○少人数で滞在時間の制限	○時短開講
密集	○四方を空けた席配置	○学生一人当たり 4 m ² 超の空間を各室確保
密閉	○頻繁な換気（窓開け・扇風機）	○最低 30 分おきに 15 分の換気を行う ○空気清浄機の常時稼働
衛生対策 その他	○マスク着用 ○対面する場での ・ビニールカーテン等設置 ・対面機会を避ける ○こまめな手洗い ○共用物品・設備の消毒（デスポ利用も） ○キャッシュレス ○（滞在時間が長い場合）入場時体調チェック ○従業員の ・衛生対策 ・3密対策 ・休憩や食事の分散	○マスク着用 ・シラバスに即した「マスク制作」「正しい衛生の理解と実践」の各学科講義導入 （5月11日～22日） ○不要不急の相談・面談等の回避（オンライン等別途手段を活用） ○こまめな手洗いの励行 ○共用物品・設備の消毒 （デスポ利用も） ○キャッシュレス化 （今後要拡充） ○定時体温測定の徹底 ○教職員等対策 ・教職員室分散設置 ・シフト勤務細分化 ・閉館時間短縮 ・休憩や食事の分散

※令和2年5月11日(月)の週において上記を実施。

※令和2年5月14日(木)を目処に改善点等を検証し、専門家等の知見・指導を踏まえ原則翌週(18日(月)～)導入を予定。